

令和6年第2回(6月)定例会

御杖村議会会議録

令和6年 6月10日開会

令和6年 6月20日閉会

御杖村議会

◎目 次

第1号（6月10日）	－1－
◎議事日程	－2－
◎本日の会議に付した事件	－2－
◎出席議員（7名）	－2－
◎欠席議員（0名）	－3－
◎会議録署名議員	－3－
◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名	－3－
◎職務のため議場に出席した事務局職員	－3－
◎〔発言記録〕	－4－
◎開会及び開議の宣告	－4－
◎会議録署名人の指名	－4－
◎会期の決定	－4－
◎諸般の報告（議会運営委員会）	－4－
◎諸般の報告（例月出納検査）	－5－
◎行政報告	－5－
◎一般質問	
寺前議員「伊勢本街道の史跡指定と合わせた有形無形文化財の保護保存について」	－5－
葛城議員「旧御杖小学校の利活用について」	－8－
◎議案第26号御杖村総合計画条例の一部を改正する条例の制定について	
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	－9－
◎議案第27号御杖村地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める 条例の一部を改正する条例の制定について	
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	－10－
◎議案第28号御杖村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	－11－
◎議案第29号御杖村保健福祉医療総合センター長寿命化改修工事に伴う工事請負契約の 締結について	
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	－12－
◎議案第30号奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組規約の変更について	
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	－13－
◎議案第31号奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散について	
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	－14－
◎議案第32号奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散に伴う財産の処分について	
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	－15－
◎議案第33号令和6年度御杖村一般会計補正予算（第1号）の議定について	
〔上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託〕	－16－
◎議案第34号令和6年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議定について	
〔上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託〕	－17－

◎議案第35号令和6年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の議定について	
[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]	—17—
◎議案第36号令和6年度御杖村簡易水道事業会計補正予算(第1号)の議定について	
[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]	—18—
◎報告第1号令和5年度御杖村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	
[報告]	—18—
◎散会の宣言	—20—
第2号(6月20日)	—21—
◎議事日程〔審議結果〕	—22—
◎本日の会議に付した事件	—22—
◎出席議員(7名)	—22—
◎欠席議員(0名)	—22—
◎会議録署名議員	—22—
◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名	—22—
◎職務のため議場に出席した事務局職員	—23—
[発言記録]	—24—
◎開議の宣言	—24—
◎選挙第8号奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について〔選挙〕	—24—
◎議案第33号令和6年度御杖村一般会計補正予算(第1号)の議定について、議案第34号令和6年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の議定について、議案第35号令和6年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の議定について、議案第36号令和6年度御杖村簡易水道事業会計補正予算(第1号)の議定について	
[一括上程、一括委員長報告、一括委員長質疑]	—25—
◎議案第33号令和6年度御杖村一般会計補正予算(第1号)の議定について	
[討論、採決]	—26—
◎議案第34号令和6年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の議定について	
[討論、採決]	—26—
◎議案第35号令和6年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の議定について	
[討論、採決]	—27—
◎議案第36号令和6年度御杖村簡易水道事業会計補正予算(第1号)の議定について	
[討論、採決]	—27—
◎発委第3号閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会)[採決]	—27—
◎発委第4号閉会中の継続調査申出について(むらづくり委員会)[採決]	—28—
◎閉議及び閉会の宣言	—28—
◎議事録署名	—29—

(令和6年6月10日)

◎欠席議員(0名)

◎会議録署名議員

5 番 葛城 昌俊 君 6 番 古川 芳明 君

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名

村 長	伊藤 収宜 君
副 村 長	中嶋 英樹 君
教 育 長	鈴木 泰弘 君
総務課長	今井 智 君
むらづくり振興課長	片岡 保昌 君
産業建設課長	中村 康幸 君
住民生活課長	仲子 雄史 君
政策推進課長	古谷 匡敏 君
保健福祉課長	川上 隆二 君
会計管理者	松本 慶一 君
教育委員会次長	古谷 依子 君

◎職務のため議場に参加した事務局職員

事務局長 森本成則 君

午前11時12分散会

◎[発言記録]

(午前10時00分開議)

◎開会及び開議の宣言

○議長(山岡隆良君):皆さん、おはようございます。令和6年第2回御杖村議会定例会をご案内させていただいたところ、ご出席をいただきありがとうございます。全議員が出席でございます。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、本日の令和6年第2回御杖村議会定例会は成立致しました。よって、ただ今から、開会致します。ただちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、配布済み日程第1号のとおりとします。

◎会議録署名議員の指名

○議長(山岡隆良君):日程第1・会議録署名議員の指名を行います。御杖村議会会議規則第127条の規定に基づき、会期中における会議録署名議員は、5番葛城昌俊君・6番古川芳明君を指名します。

◎会期の決定

○議長(山岡隆良君):次に、日程第2・会期の決定を行います。お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月20日までの11日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月20日までの11日間と決定しました。

◎諸般の報告(議会運営委員会)

○議長(山岡隆良君):次に、日程第3、諸般の報告を行います。はじめに、5月23日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員会委員長、松岡一生君。

○委員長(松岡一生君):議長。8番松岡。

○議長(山岡隆良君):松岡一生君。

○委員長(松岡一生君):それでは、5月23日に開催いたしました議会運営委員会の会議結果について、報告をいたします。当日は、全委員出席のもと、令和6年第2回6月定例会の運営について協議を行いました。まず、会期及び会期中の日程について協議を行い、会期を、6月10日から20日までの11日間とし、会期中の日程については、6月10日午前10時開会、全員協議会を11日午前10時開会、予算決算委員会を14日午前10時開会、続会議を20日午前10時開会と決定いたしました。また、一般質問については、通告締切を6月3日とし、質問日は、6月10日の開会日と決定いたしました。次に、開会日における、議事日程および村長より提出される12議案の取り扱いについて協議を行い、一般会計を含む補正予算4件は予算決算委員会へ付託することとし、その他の議案等については、開会日に即決及び報告を受けることと致しました。最後に、次回令

和6年第3回9月定例会の会期を検討するため、継続調査申出書を、続会日に提出することを決定して委員会を閉じました。以上で、議会運営委員会の報告といたします。

○議長(山岡隆良君):松岡委員長、ご苦労様でした。

◎諸般の報告(例月出納検査)

○議長(山岡隆良君):次に、監査委員より例月出納検査について、2月から4月分の結果報告書をいただいています。抜粋の写しを配布しておりますので、報告といたします。

◎行政報告

○議長(山岡隆良君):次に、日程第4行政報告をお願いします。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):おはようございます。6月議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用の中、全員のご出席を頂きましてありがとうございます。開会にあたり、行政報告をさせていただきたいと思っております。先の3月議会で予算の議決をいただいた後、令和6年度も早2ヶ月が経過致しました。この間は出納整理期間でもあることから、令和5年度に執行した事務の整理と確認を行いつつ、令和6年度の事務については、早期着手と完了を目指し、全庁挙げて取り組んでいるところでございます。さる、5月12日に開催しましたやまと姫マラソン2024インみつえが、曇り空のなか、約300名のランナーが村内を駆け抜けました。ランナーたちはコース内のエイドステーションで村の特産品を味わい、応援する人々の暖かさにふれ、大満足で大会を終えてくれたことと思っております。今後も、村の交流人口の拡大を目指して、継続していきたいと考えております。次に、新型コロナウイルスワクチン接種についてですが、昨年度までは、国の全額公費負担による接種を実施しておりましたが5類へ移行したことにより、今年度からは、有料の接種となりました。今回の一般会計補正予算におきまして、65歳以上高齢者の方や60歳から64歳までの基礎疾患を有する方へ接種費用助成金を計上させて頂いております。今年度より開始します带状疱疹ワクチン接種助成と併せまして、村民の健康維持増進に努めてまいりたいと考えております。次に、さる5月15日、第61回全国水源林造林協議会総会に奈良県の会長として出席しました。森林は、国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止など私たちの暮らしに欠かすことのできない大切な働きを再認識したところでございます。水源林造林事業予算の確保に向けて、引き続き関係団体と要望活動を実施していくことが決議されました。最後に、本定例会には、条例制定3件、契約1件、規約1件、解散1件、財産処分1件、補正予算4件、報告1件を提出しております。慎重審議の上、可決賜りますようお願い申し上げまして、6月定例会の行政報告とさせていただきます。

○議長(山岡隆良君):これで、行政報告を終わります。

◎一般質問

寺前伊平議員「伊勢本街道の史跡指定と合わせた有形無形文化財の保護保存についてについて」

○議長(山岡隆良君):次に、日程第5、一般質問を行います。通告に基づき、発言を許可します。
最初に2番寺前伊平君。

○2番(寺前伊平君):はい。

○議長(山岡隆良君):寺前伊平君。

○2番(寺前伊平君):2番寺前。

○2番(寺前伊平君):改めまして、皆さんおはようございます。議長の許可を得ましたので、私今年の3月に1回目、そして今日2回目の一般質問をさせていただきます。項目は、伊勢本街道の史跡指定と合わせての村内の有形・無形文化財の保護・保存についてです。皆さんもご存じの様に、村内を通る伊勢本街道、令和4年に、橿原考古学研究所の協力を得まして、発掘調査がなされました。その報告書がこのほど完成し、出版されました。新年度はいよいよ国の史跡指定に向けて、受ける段階へとスタートが切られ、私も本指定に期待を膨らませている一人です。一方、私は今年の1月27日、28日、平城宮跡のイベント会場へ村民の皆さんの激励に行ってまいりました。桃俣春日神社獅子舞保存会それと菅野四社神社獅子舞保存会による奉納演舞があったからです。2日間とも観覧させていただきました。見事な舞で、県内外から多くの見学者が来られ、拍手を送って、目の前でそういう光景を見ました。菅野、桃俣保存会とも今現在中心となっている方がまだまだ若いとは思いますが、70歳を超えている。高齢化が進んでいるという実情です。ですので、そういう演舞をやる時は、村外から補助員に来てもらい、どうにか獅子舞を維持している現状であります。そのとき、平城宮跡に行きまして、初めてその実情を知らされて、私自身もこれはどうにか次世代に残して行かなあかんというふう強く思った次第です。このままでは村民の担い手がなくなり、いわゆる伝承民俗芸能としての獅子舞保存が困難になっていく危機感さえ私は覚えました。菅野桃俣だけじゃなくて、神末地区御杖神社秋祭りに出してます太鼓台、そして土屋原春日神社の子ども神輿を含めて、将来につなげていかななくてはならない御杖村の大事な伝承民俗芸能だと私は思ってます。このことは何も無形文化財に限ったことではございません。無住寺に埋もれかかっているまだ皆さんが見たことがない仏像ばかり、村内に生息する稀少価値のある陸上そして水生動物並びに植物ばかりです。この上は、再調査をしていただき、村民に報告して守っていく術が必要でしょう。私は、伊勢本街道史跡指定に歩調を合わせた形で、これら有形・無形の文化財を保護・保存していくための条例や規則の整備の必要さを強く感じています。そこで伊藤村長に、このことについての基本的な考えをお聞かせ下さい。この後は、自席にてやり取りさせていただきますので、よろしく願います。

○議長(山岡隆良君):答弁を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):寺前議員ご質問の文化財を保護、保存していくための私の基本的な考え方をお答えします。現在まで守り伝えられてきた文化財は、後の世代への確実な継承が必要と考えております。しかしながら、過疎化、少子高齢化の進行による地域の衰退を背景に、文化財の滅失や散逸等が全国的にも課題となっており、本村においても文化財を後世に継承する取り組みは大変重要であると認識しているところでございます。現在村では、伊勢本街道整備事業を令和3年度より着手し、本年度中には国の史跡登録に至る予定で進んでいるところです。次年度以降はその保存活用計画を策定し、今後の地域振興、観光振興に繋がることも期待しております。歴史、文化は、住民が地域に誇りを持って暮らしていくために不可欠であり、貴重な有形、無形文化財を守り保護するための取り組みのひとつとして文化財保護条例の制定も必要と考えておりますので、前

向きに検討していきたいと考えております。以上です。

○2番(寺前伊平君):はい。

○議長(山岡隆良君):2番、寺前伊平君。

○2番(寺前伊平君):2番、寺前です。今の村長の発言、条例整備に意欲的に取り組んでいただくと私自身はとらえましたので、今後そういう姿勢でひとつよろしくお願い致します。次に、鈴木教育長にお伺いします。伊勢本街道史跡指定に向けての日程と計画及び先程の文化財の保護・保存についての村長の意向・考えを受けて、教育的な立場で見解をお願いしたいと思いますので、よろしくお伺いします。

○議長(山岡隆良君):鈴木教育長。

○教育長(鈴木泰弘君):はい、議長。

○議長(山岡隆良君):鈴木教育長。

○教育長(鈴木泰弘君):寺前議員よりご質問がありました文化財保護に対する考え方、また伊勢本街道史跡指定に関する進捗状況並びに計画についてお答えを申し上げます。議員のご指摘のとおり、村民の減少や高齢化する村の現状の中で、価値ある有形、無形の文化財を守り、子や孫、後世に引き継いでいくことは、大変大切な課題あります。村長の答弁にもありましたとおり、文化財を守り保護するための枠組み、条例を整備することは重要なことであると考えております。御杖小中学校でも、主に生活科や総合的な学習の時間に、村の歴史や文化また自然を題材として、自ら学び、自ら考え、主体的に判断する資質や能力を身につけるための学習活動を展開しているところでございます。村の歴史や文化、自然から学ぶ学習は、児童生徒も村のすばらしさを再認識する機会ともなっております。また、村の有形無形の文化財また自然を守ることは、すべての村民の願いでもあると考えております。ご質問にありました本村を通過する伊勢本街道の桜峠と岩坂峠は、伊勢参りの往還として、唯一当時の原型を留める峠道であります。令和3年より令和5年にかけて発掘調査を行い、御杖村文化財調査報告書をまとめることができました。またこの令和5年度末には、文化庁への文化財登録の申請を終えているところでございます。隣村の曾爾村も、山粕峠と鞍取峠の文化財登録が認められていることから、早ければこの秋頃申請に対する認可が下りるであろうと考えております。認可を受けました後は、令和7年から令和8年にかけて、史跡伊勢本街道桜峠、岩坂峠に関する保存活用計画を策定する運びとなります。保存活用計画策定委員会を立ち上げることになる訳でございますが、先行する曾爾の例からしますと、地元の代表また奈良文化財研究所、橿原考古学研究所、大学の専門家、文化庁の調査官、県文化財課等多くの専門家のみなさんのご協力によって策定作業を進めていくことになると思います。保存活用計画が策定されました後、保存活用整備計画をつくり、実際に整備していくことになる分けてございますけれども、それと歩調を合わせながら文化財を保護するための枠組み、条例を整えていくことができればと考えております。以上でございます。

○2番(寺前伊平君):はい。

○議長(山岡隆良君):2番、寺前伊平君。

○2番(寺前伊平君):2番、寺前です。教育長、ご丁寧な答弁ありがとうございました。コロナも5類に移行して、先程村長の方からもワクチンの方は有料になるというような説明がございましたけれども、その中で今年秋4地区で秋祭りが行われますけれども、先程から申し上げます桃俣と菅野の獅子舞、それと神末御杖神社の太鼓台そして土屋原の子ども神輿と、秋祭りでは地域の人らが寄って盛大に祭りを盛り上げてもらえるものだとは私は思っております。そういった有形・無形の文化

財を守り、そして育てていくことによって、先程教育長の話にもありましたように、伊勢本街道とマッチして、観光面でもそういう文化財を守ることが広がって行くのではないかと考えていますので、御杖村のこれからの観光を考える意味でこういった民俗芸能、有形・無形の文化財、これを早急に守るための条例を作ってください、着実に行政として進めて行かれることを期待いたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

◎一般質問

葛城昌俊議員「旧御杖小学校の利活用について」

○議長(山岡隆良君):次に、5番葛城昌俊君の一般質問を許可いたします。

○5番(葛城昌俊君):はい、議長。

○議長(山岡隆良君):5番、葛城昌俊君。

○5番(葛城昌俊君):5番、葛城。

○5番(葛城昌俊君):議長の許可をいただきましたので、私から村長の方に質問をさせていただきます。さて、村長は4月から新たに政策推進課を設置されました。今年3月の定例議会で御杖村行政組織条例の一部改正案が提出され、議会で可決いたしました。4月1日より政策推進課が業務を開始されています。6月になりまだ2か月と時間は浅いですが、村長の政策推進課設置の一番の目的は旧御杖小学校の利活用を掲げられていたと私は認識しています。以前はさまざまな企業などの問い合わせがありましたが、契約には至っていない状況です。旧御杖小学校の利活用について、現在の進捗状況をお聞きしたいと思います。この後は自席にて質問をさせていただきたいと思っておりますので、村長の答弁よろしくお願ひ致します。

○議長(山岡隆良君):答弁を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):葛城議員のご質問にお答えをさせていただきます。葛城議員からご質問のありました旧御杖小学校の利活用に向けた現在の進捗状況でございますが、4月から新設しました政策推進課において民間事業者への貸付を前提に、事業者の再公募に向けた公募要件の整理や今後の積極的な広報周知活動に向けての準備を進めているところであります。議員おっしゃるとおり昨年度実施しました利活用事業者の公募については、残念ながら事業者の決定には至りませんでした。公募までには、興味を示していただいた事業者からの問い合わせなどもありましたが、実際公募に参加いただけたのは2事業者のみでした。その結果を踏まえ、これまでのように公募に参加する事業者を待つだけでなく、こちらからも積極的に広報周知活動を行い、次の公募に参加していただける事業者を1社でも多く発掘していく必要があると考えております。その広報周知活動において、施設の現状や基本的な公募要件を視覚的にわかりやすく事業者に伝えるためにパンフレットを活用したく、今回の補正予算にその作成経費を計上させていただいております。周知活動においては、事業者からの意見や提案を積極的に求め、実際に民間目線でのニーズがどこまであるのか、さらには今後の再公募に向け、事業者がより参加しやすい公募要件に反映できるよう、かつ本村にとっても有益な情報の収集に努めていきたいと考えております。

○5番(葛城昌俊君):はい、議長。

○議長(山岡隆良君):はい、5番葛城昌俊君。

○5番(葛城昌俊君):5番、葛城。詳しい答弁ありがとうございます。そして、次に利活用の中で、ヘリポートの設置について現在の進捗状況をお聞きしたいと思います。また、旧校舎利活用と同じ敷地内での事業となります。中々進め方においても難しいところはあるかとは思いますが、おのこの事業のスケジュールについてお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長(山岡隆良君):はい、伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):はい、伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):まず、ドクターヘリポートの進捗状況につきましては、現在旧御杖小学校の屋外運動場内への設置を前提に県、消防署といった関係機関との事前協議を進めるとともに、5月からはヘリポート設置工事のための設計に着手をしております。今後は、設計が完了次第、工事に着手し、年内中にはドクターヘリポートとして利用できるよう進めていきたいと思っております。続いて、旧御杖小学校の利活用については、今年度は先ほど申し上げました積極的な広報周知活動と並行して公募要件の整理や事業者選定基準の設定等、再公募に向けて必要な準備を進め、令和7年度に利活用事業者の再公募、事業者が決定しましたら令和8年度から施設の利用を開始していただくといったスケジュールで考えているところです。尚、公募の要件にはドクターヘリポートの機能維持を原則とする予定でしておりますが、最終的には本村にとって最も有益となる方向で考えていきたいと考えております。

○5番(葛城昌俊君):はい、議長。

○議長(山岡隆良君):5番、葛城昌俊君。

○5番(葛城昌俊君):5番、葛城。今の答弁聞かしていただいて、最後に私からの思いを少し述べさせていただきます。旧御杖小学校校舎は平成10年から開校され、令和3年の閉校まで23年間、多くの児童が学び舎として使われてきました。また、多くの卒業生、保護者の思いが詰まった校舎になっていると思います。村長は、旧校舎の民間活用、雇用の促進と公約やメディアでも公言されてきました。また、4月からは新しく政策推進課を設置され、私といたしましては、この課による旧小学校の利活用の期待が膨らんでいるところでございます。また、村民も旧小学校の活用には関心を持たれると思います。村長には、我々村民が納得、期待ができる活用を示していただきたいと思い、私からの一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(山岡隆良君):これで、一般質問を終わります。

◎議案第26号御杖村総合計画条例の一部を改正する条例の 制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第6議案第26号、御杖村総合計画条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案については、議会運営委員会委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

- 村長(伊藤収宜君): 本案につきましては、第3条に規定しております総合計画審議会の組織及び運営について、規則で定める改正を行うものでございます。詳細につきましては、政策推進課長よりご説明申し上げます。
- 議長(山岡隆良君): 古谷政策推進課長。
- 政策推進課長(古谷匡敏君): 議長。
- 議長(山岡隆良君): 古谷課長。
- 政策推進課長(古谷匡敏君): 本条例第3条に規定しております総合計画審議会については、同条第1項及び第2項において、村が策定する総合計画に関する村長の諮問に応じて、調査及び審議を行い村長に答申する諮問機関として位置づけられ、同条第3項では審議会の委員定数を、第4項では委員任期について規定されております。今回は、同条第3項、第4項にそれぞれ規定しております委員の定数及び委員任期を本条例から削除し、御杖村総合計画審議会規則において委員定数や任期等を定めることで、今後の社会情勢等の変化に柔軟かつ迅速に対応できる審議会の運営を図ることができることから、本条例の改正を行うものでございます。以上、ご審議よろしく申し上げます。
- 議長(山岡隆良君): ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と古谷政策推進課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長(山岡隆良君): 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

- 議長(山岡隆良君): 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第6議案第26号を原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

- 議長(山岡隆良君): ありがとうございます。全員の起立により、日程第6議案第26号、御杖村総合計画条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第27号御杖村地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

- 議長(山岡隆良君): 次に、日程第7議案第27号、御杖村地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案についても、議会運営委員会委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君): 議長。

○議長(山岡隆良君): 伊藤村長。

- 村長(伊藤収宜君): 本案につきましては、介護保険法施行規則及び、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、御杖村地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正するものでございます。詳細につきましては、保

健福祉課長より説明申し上げます。

○議長(山岡隆良君):川上保健福祉課長。

○保険福祉課長課長(川上隆二君):議長。

○議長(山岡隆良君):川上課長。

○保険福祉課長課長(川上隆二君):詳細について、ご説明させていただきます。本案は、介護保険施行規則及び介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が、令和6年3月29日に公布されたことに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものです。今回の改正は、第4条について、地域包括支援センターの職員配置の柔軟化を目的として、職員の員数を、原則は維持しつつも、各センターの実情に対応できるよう、常勤換算方法による人員配置を可能とするものです。常勤換算方法とは、非常勤職員の勤務時間をすべて足し、常勤職員が勤務したとして何人になるかを計算する方法です。また、人材不足に対応できるよう、おおむね3000人以上6000人未満ごとにセンターに配置すべき、主任ケアマネージャー、社会福祉士、保健師の3職種の常勤の職員の員数について、地域包括支援センター運営協議会が認める場合は、複数のセンター担当区域を1区域とし、その区域内で3職種を合算することが可能になるものです。なお、施行日は、令和6年7月1日としております。

以上、ご審議、よろしく願いいたします。

○議長(山岡隆良君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と川上保健福祉課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第7、議案第27号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第7議案第27号、御杖村地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第28号御杖村水道事業給水条例の一部を改正する 条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第8議案第28号、御杖村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案についても、議会運営委員会委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

- 村長(伊藤収宜君):本案につきましては、最高裁判決による福岡高裁差し戻し審の判例に基づき、給水の原則について、水道法の条文に合わせた改正を行うものでございます。詳細につきましては、住民生活課長より説明申し上げます。
- 議長(山岡隆良君):仲子住民生活課長。
- 住民生活課長(仲子雄史君):議長。
- 議長(山岡隆良君):仲子課長。
- 住民生活課長(仲子雄史君):それでは、議案第28号御杖村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、説明させていただきます。最高裁判決による福岡高裁差し戻し審の判例に基づき、条文の改正を行うものでございます。改正の内容についてですが、水道の原則として、水道事業者は、給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければなりません。その給水の原則に対する例外として、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情と定めておりました。ここでいう水道施設の損傷とは、水道法第15条第2項但し書きの規定にある災害その他正当な理由があつてやむを得ない場合というような不可抗力に近い事由が想定されているとの判断が福岡高裁差し戻し審においてなされたことにより、水道法第15条第2項但し書きの規定に沿った内容に改正するものでございます。以上、ご審議、よろしく願いいたします。
- 議長(山岡隆良君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と仲子住民生活課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

- 議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第8、議案第28号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

- 議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第8議案第28号、御杖村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第29号御杖村保健福祉医療総合センター長寿命化改修 工事に伴う工事請負契約の締結について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

- 議長(山岡隆良君):次に、日程第9議案第29号、御杖村保健福祉医療総合センター長寿命化改修工事に伴う工事請負契約の締結についてを議題と致します。本案についても、議会運営委員会委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):議長。
- 議長(山岡隆良君):伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):本案につきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とする契約であることから、提案するものでございます。詳細につきましては、保健福祉課長より説明申

し上げます。

○議長(山岡隆良君):川上保健福祉課長。

○保健福祉課長(川上隆二君):議長。

○議長(山岡隆良君):川上課長。

○保健福祉課長(川上隆二君):詳細について、ご説明させていただきます。本年度計画しております、御杖村保健福祉医療総合センター長寿命化改修工事につきまして、この工事は、保健センター及び老人福祉センターの長寿命化改修工事で、工事場所は、奈良県宇陀郡御杖村菅野1581番地でございます。契約の締結方法は、一般競争入札による公告を行い、令和6年5月17日に開札を行いました。結果についてですが、契約の相手方は、奈良県桜井市大字桜井553番地の1、株式会社中尾組、代表取締役中尾隆成、となっております。入札額は、1億2321万8千円で、予定価格1億3393万3千円に対する落札額の比率は、92.07%となりました。消費税額を加算した契約金額は、1億3553万9800円となっております。工事期間は、去る令和6年5月20日に工事請負仮契約を締結したところでございますが、本契約上の工事期間は、議会の議決日から令和7年3月21日までとしております。本件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得及び処分に関する条例第2条の、議会の議決に付すべき契約予定価格5千万円以上の工事の請負に該当するため、契約締結に際して、議会の議決を求めるものでございます。以上、ご審議、よろしくお願いたします。

○議長(山岡隆良君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と川上保健福祉課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第9、議案第29号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第9議案第29号、御杖村保健福祉医療総合センター長寿命化改修工事に伴う工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎議案第30号奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合 規約の変更について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第10議案第30号、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の変更についてを議題と致します。本案についても、議会運営委員会委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解

散に伴い、事務の承継について地方自治法施行令第218条の2の規定により、特別の定めをするため、本組規約の一部を改める必要があることから、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、総務課長より説明を申し上げます。

○議長(山岡隆良君):今井総務課長。

○総務課長(今井智君):議長。

○議長(山岡隆良君):今井課長。

○総務課長(今井智君):議案第30号、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組規約の変更について、ご説明申し上げます。規約第22条を第23条として第21条の次に第22条として組合の解散に伴う事務の承継については、組合市町村が議会の議決を経て協議をもって定めるの1条を加えます。なお、施行日は、奈良県知事の許可があった日からとなります。以上、ご審議よろしくお願ひします。

○議長(山岡隆良君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と今井総務課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第10、議案第30号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願ひします。

(全員/起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第10議案第30号、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第31号奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第11議案第31号、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散についてを議題と致します。本案についても、議会運営委員会委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合を解散することについて、関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、総務課長より説明を申し上げます。

○議長(山岡隆良君):今井総務課長。

○総務課長(今井智君):議長。

○議長(山岡隆良君):今井課長。

○総務課長(今井智君):議案第31号、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散について、ご説明申し上げます。別紙の組合の解散に関する協議書をご覧ください。第1条におきまし

て、組合は、令和7年3月31日をもって解散する。第2条におきまして、事務の承継となつてございます。第1項では、公文書の管理事務、労働保険の精算事務、その他組合の解散に伴う事務について、五條市が継承する。なお、組合が解散した場合の決算は旧組合の管理者である五條市長が行うことが地方自治法施行令に定められていることから公文書の管理事務等を五條市にお願いするものでございます。第2項では、一般会計に係る残余金及び未収金は、五條市に帰属させ、未払金やその他必要な経費を差し引いた後においても、残余が生じた場合は、構成市町村が組合に負担した別表の負担金の割合に応じて同市が配分する。なお、御杖村の負担金の割合は、0.35%となっております。第3項では、特別会計に係る未収金は、当該未収金に係る貸付を行った市町村に帰属させるものとする。第4項では、一般会計に係る組合の収支は解散の日をもって打ち切り、組合管理者である五條市長が決算する。第5項では、前項の規定による決算は、五條市長が同市の監査委員の審査に付して、その意見を付けて、同市の議会の認定に付するものとする。第6項では、市町村特別会計に係る組合の収支は解散の日をもって打ち切り、組合管理者である五條市長が決算し、当該市町村の長に送付をいたします。第7項では、前項の規定により送付を受けた市町村の長は、当該市長村の監査委員の審査に付して、その意見を付けて、当該市長村の議会の認定に付するものとする。第3条では、この協議書に定めるもののほかの必要な事項は、構成市長村の協議により定める。以上、ご審議よろしく申し上げます。

○議長(山岡隆良君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と今井総務課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第11、議案第31号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第11議案第31号、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散については、原案のとおり可決されました。

◎議案第32号奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散に伴う財産の処分について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第12議案第32号、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散に伴う財産の処分についてを議題と致します。本案についても、議会運営委員会委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散に伴う財産処分について、関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第290条の規定

により、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、総務課長より説明を申し上げます。

○議長(山岡隆良君):今井総務課長。

○総務課長(今井智君):議長。

○議長(山岡隆良君):今井課長。

○総務課長(今井智君):議案第32号、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散に伴う財産処分について、ご説明申し上げます。別紙の組合の解散に伴う財産の処分に関する協議書をご覧ください。財政調整基金については、令和6年度末基金残高を、構成市長村が組合に負担した別表の負担金の割合に応じて配分する。ない、御杖村の負担割合は、0.35%でございます。第2項、物品については廃棄処分とする。第3項、電算システムの著作権については、これを放棄致します。第4項、令和7年1月31日時点において残存する構成市町村が貸付を行った資金に係る債権について、令和7年2月1日付けで貸付を行った市町村に、当該市町村に係る債権を移管するものとする。ただし、令和7年1月31日時点において競売事件が完了していない等、残債権額が確定していない債権については、確定後令和7年3月31日までの間速やかに移管するものとする。以上、ご審議よろしく申し上げます。

○議長(山岡隆良君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と今井総務課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第12、議案第32号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第12議案第32号、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散に伴う財産の処分については、原案のとおり可決されました。

◎議案第33号令和6年度御杖村一般会計補正予算(第1号) の議定について

[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第13議案第33号、令和6年度御杖村一般会計補正予算第1号の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、一般会計予算の歳入歳出それぞれに2,419万1千円を追加し、補正後の総額を25億9,283万1千円とするものでございます。主な内容は、新型コロナワクチン接種事業、定額減税調整給付事業、4月の人事異動に伴う人件費の補正等となっております。ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長(山岡隆良君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案については、議会運営委員会委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。したがって、日程第13議案第33号、令和6年度御杖村一般会計補正予算第1号の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第34号令和6年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)の議定について

[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第14議案第34号、令和6年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第1号の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、診療施設勘定の歳入歳出それぞれに487万1千円を追加し、補正後の総額を1億1,990万9千円とするものでございます。主な内容は、新型コロナウイルス接種事業を計上するものとなっております。ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長(山岡隆良君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案についても、議会運営委員会委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。したがって、日程第14議案第34号、令和6年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第1号の議定についても、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第35号令和6年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正 予算(第1号)の議定について

[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第15議案第35号、令和6年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算第1号の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、歳入歳出それぞれに55万8円を追加し、補正後の総額を5,332万7千円とするものでございます。主な内容は、人事異動に伴う人件費の増額となっております。ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長(山岡隆良君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案についても、議会運営委員会委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。したがって、日程第15議案第35号、令和6年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算第1号の議定についても、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第36号令和6年度御杖村簡易水道事業会計補正 予算(第1号)の議定について

[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第16議案第36号、令和6年度御杖村簡易水道事業会計補正予算第1号の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、収益的支出額を374万9千円増額し、補正後の額を7,602万5千円とするものでございます。主な内容は、人事異動に伴う人件費の増額となっております。ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長(山岡隆良君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案についても、議会運営委員会委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。したがって、日程第16議案第36号、令和6年度御杖村簡易水道事業会計補正予算第1号の議定についても、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎報告第1号令和5年度御杖村一般会計繰越明許費繰越 計算書の報告について

[報告]

- 議長(山岡隆良君):次に、日程第17報告第1号、令和5年度御杖村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題と致します。本案については、議会運営委員会委員長の報告のとおり開会日報告と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):議長。
- 議長(山岡隆良君):伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):本件につきましては、令和5年度から繰り越しさせていただきました9つの事業について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書の調整を行いましたので報告をするものでございます。内容につきまして、副村長から説明を申し上げます。
- 議長(山岡隆良君):中嶋副村長。
- 副村長(中嶋英樹君):議長。
- 議長(山岡隆良君):中嶋副村長。
- 副村長(中嶋英樹君):ご説明申し上げます。去る、3月の定例会におきまして、一般会計補正予算第9号で可決いただきました9つの事業について、その繰越額が確定しましたので、繰越金額と進捗状況も併せてご説明申し上げます。議案書の最後、繰越計算書をご覧ください。まず、住民基本台帳事務、繰越額396万円は、住民票の振り仮名対応に係るシステム改修委託で、国からの仕様が決定したため、現在、受託業者が作業を進めており、11月末頃に完了する見込みでございます。次に、戸籍総合システムの運用807万4千円は、戸籍の振り仮名対応に係るシステムの改修委託費用で、5月の末に国からの仕様が決定したところです。その仕様決定の中で、当初予定されておりました戸籍附票への旧姓、旧氏とも申します。の記載については、開始時期を令和9年度まで延期するとされました。これにより、システムの改修の内容が一部変更となりました。その結果、事業費の見込みにつきましては623万7千円、完了は、来年の3月末となる予定でございます。続いて、住民税均等割のみ課税世帯給付金、繰越額30万円は、申請期限は去る4月30日までとなっており、給付につきましても4月中旬に全て完了をしております。次に、電力ガス食料品等価格高騰緊急支援給付金事業、子育て世帯加算分につきましては、令和6年3月31日までに出生した子どもが対象で、4月以降に申請及び給付金を支給するものでございます。10万円の繰越設定をしましたが、対象者はおりませんでしたので、支出はないということになります。続きまして、美しい森林づくり基盤整備事業は、133万1千円の補助金、その下、基盤整備の推進24万1千円の事務費となっております。現在、事業者によって補助対象となる作業道整備を進めているところでございます。12月には全体の事業実績を取りまとめたいと考えております。次に、防災安全交付金事業、橋梁長寿命化補修事業2,600万円は、交付金を有効活用するために事業を繰り越しておりますが、3橋のうち1橋が5月末に竣工しており、残る2橋に関しては事業費の調整を行ったうえで、11月頃の竣工を目指しておるところでございます。次に、公民館の改修事業3,492万5千円でございますが、神末中央集落センター改修工事につきまして工期を延長していましたが、4月中旬に竣工をしております。最後に、道路河川の災害復旧462万7千円につきましては、神末新道線の工事が霧氷祭り開催に伴い通行規制の開始が遅れたために繰り越しておりましたが、5月中旬に竣工をしております。以上、繰越明許費繰越計算書の報告とさせていただきます。よろしくお願ひ致します。
- 議長(山岡隆良君):ただ今、村長より提案理由の説明と中嶋副村長より内容説明をいただきましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。以上で、日程第17報告第1号、令和5年度御杖村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

◎散会の宣言

○議長(山岡隆良君):以上をもって、本日の日程は全て終了致しました。次回の本会議は6月20日木曜日、午前10時より開くことに致します。本日は、これにて散会致します。お疲れ様でした。

(午前11時12分散会)

(令和6年6月20日)

令和6年第2回(6月)御杖村議会定例会(第2号)

令和6年6月20日(木)

午前10時00分開議

◎議事日程[審議結果]

第1 選挙第8号 [選挙]

奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について

第2 議案第33号 [原案可決]

令和6年度御杖村一般会計補正予算(第1号)の議定について

第3 議案第34号 [原案可決]

令和6年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の議定について

第4 議案第35号 [原案可決]

令和6年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の議定について

第5 議案第36号 [原案可決]

令和6年度御杖村簡易水道事業会計補正予算(第1号)の議定について

第6 発委第3号 [原案決定]

閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会)

第7 発委第4号 [原案決定]

閉会中の継続調査申出について(むらづくり委員会)

◎本日の開議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員(7名)

議長	山岡隆良君	副議長	葛城昌俊君
1番	福田麻衣子君	2番	寺前伊平君
4番	廣口芳弘君	6番	古川芳明君
8番	松岡一生君		

◎欠席議員(0名)

◎会議録署名議員

5番 葛城昌俊君 6番 古川芳明君

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名

村長	伊藤収宜君
副村長	中嶋英樹君
教育長	鈴木泰弘君
総務課長	今井智君
むらづくり振興課長	片岡保昌君
産業建設課長	中村康幸君
住民生活課長	仲子雄史君
政策推進課長	古谷匡敏君
保健福祉課長	川上隆二君
会計管理者	松本慶一君
教育委員会次長	古谷依子君

◎職務のため議場に出席した事務局職員

事務局長 森本成則君

午前10時19分閉会

◎[発言記録]

(午前10時00分開議)

◎開会及び開議の宣言

○議長(山岡隆良君):皆さん、ご苦労様でございます。本日の令和6年第2回御杖村議会定例会の続会をご案内させていただいたところ、ご出席をいただきありがとうございます。全議員が出席でございます。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布の日程第2号のとおりと致します。

◎奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について

○議長(山岡隆良君):ただちに議題に入ります。日程第1奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙につきましては、町村議会議員から選出する同広域連合議会議員について欠員が1名生じたため、町村議会議員から1名を選出することになりますが、3名の立候補がありましたので、奈良県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、県下すべての町村議会において選挙が行われることになったものであります。この選挙は、奈良県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定により、県下すべての町村議会の選挙における得票総数により当選人を決定することになっておりますので、御杖村議会会議規則第33条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行えません。よって、選挙結果の報告については、御杖村議会会議規則第33条の規定にかかわらず、候補者の得票数までを報告することといたします。

○議長(山岡隆良君):これより投票を行います。議場の出入り口を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○議長(山岡隆良君):ただいま出席議員は7名です。次に、立会人を指名いたします。御杖村議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、福田麻衣子君、2番、寺前伊平君を指名いたします。候補者名簿を配付いたします。

(森本事務局長候補者名簿を配付)

○議長(山岡隆良君):候補者名簿の配付漏れはありませんか。

(「はい」の声あり)

○議長(山岡隆良君):配付漏れなしと認めます。投票用紙を配付いたします。

(森本事務局長投票用紙を配付)

○議長(山岡隆良君):投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「はい」の声あり)

○議長(山岡隆良君):配付漏れなしと認めます。投票箱を点検いたします。

(山岡議長投票箱を点検)

○議長(山岡隆良君):異状なしと認めます。ただいまから投票を行います。念のために申し上げます。投票は単記無記名です。白票は無効といたします。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番福田議員より議席番号順に、順次 投票をお願いいたします。なお、議長の私は最後に投票させていただきます。

[1 番福田議員、2 番寺前議員、4 番廣口議員、5 番葛城議員、
6 番古川議員、8 番松岡議員、山岡議長投票]

○議長(山岡隆良君):投票漏れはありませんか。

(「はい」の声あり)

○議長(山岡隆良君):投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。開票を行います。立会人に指名いたしました1番、福田麻衣子君、2番寺前伊平君の開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(山岡隆良君):選挙の結果を報告いたします。投票総数7票、有効投票7票、無効投票0票、有効投票中、青木義勝君7票、松田哲子君0票、坂本博道君0票以上のとおりです。議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(山岡隆良君):ただいまの選挙の結果につきましては、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙長へ報告いたします。

◎議案第33号令和6年度御杖村一般会計補正予算第1号の議定について、議案第34号令和6年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第1号の議定について、議案第35号令和6年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算第3号の議定について、議案第36号令和6年度御杖村簡易水道事業会計補正予算第1号の議定について

[一括上程、一括委員長報告、一括委員長質疑]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第2議案第33号、令和6年度御杖村一般会計補正予算第1号の議定について、日程第3議案第34号、令和6年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第1号の議定について、日程第4議案第35号、令和6年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算第3号の議定について、日程第5議案第36号、令和6年度御杖村簡易水道事業会計補正予算第1号の議定についての4議案につきましては、予算決算委員会へ付託した案件でございますので、これを一括議題としたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。日程第2議案第33号から日程第5議案第36号の4議案について、御杖村会議規則第41条第1項の規定に基づき、予算決算委員会委員長より一括して審査経過及び結果の報告をお願いします。寺前委員長。

○2番(寺前伊平君):議長、2番寺前。

○議長(山岡隆良君):寺前委員長。

○2番(寺前伊平君):予算決算委員会を代表しまして、当委員会に付託されました、日程第2議案第33号から日程第5議案第36号の各会計における補正予算につきまして、一括して、その審査の経緯並びに経過と結果についてご報告させていただきます。まず、審査の経緯でございますが、去る6月10日の本会議におきまして、令和6年度各会計における補正予算4件の案件が付託されたことにより、6月14日に委員会を開催いたしました。当日は、全委員及び村長をはじめ各部署の所属長出席のもと審査を行いました。審査の経過でございますが、令和6年度の各会計にお

ける補正予算4件について、各案件ごとに当局へ提案理由及び内容における追加説明の有無を確認後、質疑及び討論と採決を行いました。質疑では、委員より質疑が行われ、村当局より答弁をいただきましたが、内容については全議員出席の委員会ですので、割愛させていただきます。採決の結果につきましては、日程第2議案第33号から日程第5議案第36号の令和6年度各会計における補正予算4件ともに、全員の賛成により、可決すべきものと決定いたしました。以上で、予算決算委員会の報告とさせていただきます。

○議長(山岡隆良君):寺前委員長、ご苦労様でした。これから、予算決算委員会委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑は、ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。続いて議案ごとに、討論及び採決を行います。

◎議案第33号令和6年度御杖村一般会計補正予算第1号の議定について

[討論、採決]

○議長(山岡隆良君):先ず、日程第2議案第33号、令和6年度御杖村一般会計補正予算第1号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する予算決算委員会委員長の報告は、可決です。日程第2議案第33号について、予算決算委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第2議案第33号、令和6年度御杖村一般会計補正予算第1号の議定については、予算決算委員会委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第34号令和6年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第1号の議定について

[討論、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第3議案第34号、令和6年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第1号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する予算決算委員会委員長の報告は、可決です。日程第3議案第34号について、予算決算委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第3議案第34号、令和6年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第1号の議定についても、予算決算委員会委員長の報

告のとおり可決されました。

◎議案第35号令和6年度御杖村後期高齢者特別会計 補正予算第1号の議定について

[討論、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第4議案第35号、令和6年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算第3号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する予算決算委員会委員長の報告は、可決です。日程第4議案第35号について、予算決算委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第4議案第35号、令和6年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算第3号の議定についても、予算決算委員会委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第36号令和6年度御杖村簡易水道事業会計補正 予算第1号の議定について

[討論、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第5議案第36号、令和6年度御杖村簡易水道事業会計補正予算第1号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する予算決算委員会委員長の報告は、可決です。日程第5議案第36号について、予算決算委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第5議案第36号、令和6年度御杖村簡易水道事業会計補正予算第1号の議定についても、予算決算委員会委員長の報告のとおり可決されました。

◎発委第3号閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会)

[上程、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第6、発委第3号閉会中の継続調査申出についてを議題とします。議会運営委員長から、お手元の資料のとおり御杖村議会会議規則第75条の規定により本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中における継続調査の申し出がありました。お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、議会運営委員会を閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎発委第4号閉会中の継続調査申出について(むらづくり委員会)
[上程、採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第7、発委第4号閉会中の継続調査申出についてを議題とします。むらづくり委員長から、お手元の資料のとおり御杖村議会会議規則第75条の規定によりむらづくり施策に関する事項について、閉会中における継続調査の申し出がありました。お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、むらづくり委員会を閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉議及び閉会の宣言

○議長(山岡隆良君):以上をもって、本日の日程は全部終了致しました。本日の会議を閉じます。よって、令和6年第2回御杖村議会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

午前10時19分閉会

◎議事録署名

御杖村議会会議規則第127条の規定によりここに署名する。

御杖村議会議長 山岡隆良

御杖村議会議員 葛城昌俊

御杖村議会議員 古川芳明